

大竹商工会議所 《 年度 》 入会申込書

大竹商工会議所 会 頭 殿

大竹商工会議所の趣旨に賛同し下記のとおり入会を希望致します。

(フリガナ)				申込受付日	令和 年 月 日		
事業所名				会員No.	※		
(フリガナ)				代表者			
代表者	印			役職名			
氏名				生年月日	T S H 年 月 日		
大竹市内所在地	〒 -						
本社・営業所等所在地	〒 -				出先区分	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 出先機関	
TEL	- -		URL				
FAX	- -		e-mail				
事業内容				取扱品目			
資本金	個人事業者は記入不要 万円		開業	創業年月日	M・T・S・H・R 年 月 日		
決算月	個人事業者は12月 月 / 月			法人設立年月	M・T・S・H・R 年 月 日		
年間売上	万円			当地開業年月 (出先の場合)	M・T・S・H・R 年 月 日		
従業員数 (パート・アルバイトを除く)	全社： 人	当該事業所： 人	役員： 人	家族従業員： 人			
取引銀行 (主要2行)	1. () <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 協組 <input type="checkbox"/> その他 () 支店 2. () <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 協組 <input type="checkbox"/> その他 () 支店						

- (注1) 太枠内の該当箇所のみ記入して下さい。なお、※印の欄は記入しないで下さい。
 (注2) ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、当所の関連団体との間で共同利用、各種会員名簿・会報(だより)・商工名鑑などに掲載して公開・頒布することがあります。公開・頒布を希望されない方は当所までお申し出下さい。
 (注3) 大竹商工会議所定款第10条に基づき、当所総務財政委員会の承認を経て正式な入会となります。
 (注4) 会費は、経理上租税公課として、損金処理が認められます。
 (注5) 商工会議所は、地区内の商工業の状況を把握し、各種事業の実施に役立てるため、会員加入の有無にかかわらず一定規模以上の商工業者(特定商工業者)の方々の事業概要を登録した「商工業者法定台帳」を作成し、管理・運用することが法律で定められています。

入会金	2,000円	会費口数	口
特商負担金 (該当事業所のみ)	1,000円	会費金額	円
		合計	円

◆会費口数参考基準◆

個人 1口2,000円 4口以上
 法人 1口4,000円 4口以上

同意確認印
印

所属部会	商業部会 工業部会 建設部会 理財・交通部会 サービス部会 なし(市外)					
※TOAS入力	処理日	年 月 日	処理者		確認者	

加入団体	
労働保険事務組合	
一人親方労働組合	

特商負担金 同意ハガキ 受領欄	受領 担当者印
-----------------------	------------

専務理事	事務局長	課長	受付者

大竹商工会議所定款第 10 条 6（会員資格）のいずれにも該当しないことの
表明・確約に関する同意書

大竹商工会議所 会頭 殿

この書面に記入した事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

事業所住所

事業所名

代表者名

印

私（法人の場合には該当法人の役員を含む。以下同じ）は、大竹商工会議所定款第 10 条 6（会員資格）のいずれかに該当し、またはこの表明・確約に関して嘘偽の申告をしたことが判明した場合には、貴所とのサービスが停止され、または通知により貴所への入会が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

大竹商工会議所定款（会員資格）

第 10 条

6. 次の各号の一に該当するものは、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力

（①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ロゴ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有するもの、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）